秩父市農業委員会 令和6年 第8回 定例総会 議事録

- 1 開会閉会の日時及び場所
 - (1) 開会日時 令和6年8月22日(木)午後1時00分
 - (2) 閉会日時 令和6年8月22日(木)午後2時02分
 - (3)場 所 秩父市役所 歴史文化伝承館 2階ホール
- 2 会議を組織する委員の定数
 - (1) 定員数 27名(農業委員13名、農地利用最適化推進委員14名)
 - (2) 現在数 27名(農業委員13名、農地利用最適化推進委員14名)
- 3 出欠席の状況及びその氏名

出席数 24名 (農業委員12名、農地利用最適化推進委員12名)

農業委員					農地利用最適化推進委員		
議席番号	農業委員氏名		事録 名人	地区	推進委委員氏名	出欠 状況	
1番	新井範	出席		第1	今 井 和 美	出席	
2番	○吉 川 稔	欠席		区域	松澤眞一	出席	
3番	青 野 孝 司	出席		第2	栗原恒明	欠席	
4番	黒 田 昭 雄	出席		区域	関根正男	出席	
5番	長谷川 玲	出席	•	第3	田 口 徳 行	欠席	
6番	◎横 田 友	出席		区域	小久保 健 司	出席	
7番	豊田恵男	出席	•	第 4 区域	齊藤稔	出席	
8番	黒 沢 昌 治	出席			富田典孝	出席	
9番	○新 田 恭 一	出席		第 5 区域	新井明弘	出席	
10番	芦田希美	出席			新 舟 文 男	出席	
11番	富 田 博 明	出席			岡田英幸	出席	
12番	井 原 愛 子	出席			髙田忠一	出席	
13 番	新井一雄	出席		第6	木 村 誠 司	出席	
				区域	木 村 雄 一	出席	

◎印 農業委員会長 ○印 会長職務代理者 ●印 議事録署名人

4 議事日程

日程第1 開会·開議

日程第2 議事日程の報告

日程第3 総会成立の報告

日程第4 議事録署名委員の指名

日程第5 諸報告

日程第6 審議議案の報告

日程第7 議案審議

議案第34号 農地法第3条の規定による許可申請について (3件)

議案第35号 農地法第5条の規定による許可申請について (2件)

議案第36号 農用地利用集積計画の決定について (1件)

議案第37号 農用地利用促進計画の意見について (2件)

議案第38号 農地法第2条第1項に規定する農地に

該当するか否かの判断について (1件)

日程第8 閉議・閉会

5 農業委員会事務局職員

職名	氏 名	備考	職名	氏 名	備考
事務局長	江 田 直 人		主幹	小 川 英 孝	書記
参与	宮 前 房 男		主 任	川上僚太	書記
主幹	千 島 修		主 査	新井正巳	
主事補	髙 野 友 陽				

6 会議の概要

日程第1 開会・開議

議長(横田 友会長) ただいまから、秩父市農業委員会 令和6年第8回定例総会を開会いたします。 これより、本日の会議を開きます。

日程第2 議事日程の報告

議長(横田 友会長) まず、議事日程につきましては、印刷の上、お手許に配付いたしましたので、ご了承願います。

日程第3 総会成立の報告

- **議長(横田 友会長)** はじめに、本日の総会の委員の出席者数につきまして事務局より報告をお 願いします。
- **江田事務局長** 本日の出席は、農業委員は、13名中<u>12名</u>、農地利用最適化推進委員は、14名中 <u>12名</u>です。
- **議長(横田 友会長)** 事務局より報告がありましたとおり、農業委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律 第27条第3項の規定により、本日の総会は成立しております。

日程第4 議事録署名委員の指名

議長(横田 友会長) 次に、議事録署名委員の指名についてですが、議長において指名することに 異議はありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

議長(横田 友会長) 異議なしと認めます。 よって、議長において指名いたします。 5番 長谷川 玲 委員 及び 7番 豊田 恵男 委員 以上、お二人にお願いいたします。 なお、本日の会議書記には、事務局職員の小川主幹 及び 川上主任 を指名いたします。

日程第5 諸報告

- **議長(横田 友会長)** 次に、諸報告でございますが、前回総会以降に処理した案件について報告 いたします。事務局に説明をいたさせます。
- 江田事務局長 本日付け、報告文書をご覧ください。
 - 1 通知書の受理についてです。

農地法第18条第6項の規定による合意解約に伴う通知書となっております。

番号1と2の土地の所在が同一であり、時期をずらしてそれぞれの方が耕作していたとのことです。

今回耕作者変更による解約となります。

合意が成立した日、および土地の引き渡しの時期等はそれぞれ通知書記載のとおりでございます。

なお本件該当地につきましては、議案第37号番号1にて改めてご審議いただきますのでよ ろしくお願いいたします。 日程第6 審議議案の報告

議長(横田 友会長) 次に本日、審議していただく議案について、事務局長に報告をいたさせます。

江田事務局長

議案を報告する前に、議案書の訂正を2か所お願いいたします。

4ページ議案第37号 番号1の借受人の住所ですが、●●●の●を●に訂正をお願いいたします。●●●なります。

次に、6ページ議案第38号番号1の所有者欄ですが、氏名が記載漏れでございました。

住所の下に「●● ●●」と記入をお願いいたします。

それでは、令和6年 第8回 定例総会において ご審議いただきます議案について申し上げます。

議案第34号 農地法第3条の規定による許可申請について が 3件 議案第35号 農地法第5条の規定による許可申請について が 2件 議案第36号 農用地利用集積計画の決定について が 1件 議案第37号 農用地利用促進計画の意見について が 2件 議案第38号 農地法第2条第1項に規定する農地に

該当するか否かの判断について が 1件

以上でございます。よろしくお願いいたします。

日程第7 議案審議

議案第34号上程 農地法第3条の規定による許可申請について (3件)

議長(横田 友会長) 次に、議案第34号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題 といたします。

事務局に議案の説明をいたさせます。

事務局 (川上主任) 私からは番号1について説明します。議案書1ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人・契約の内容等は議案書記載のとおりです。

申請地は、 $\bullet \bullet \bullet$ 畑 2筆 田 1筆 合計 \bullet , $\bullet \bullet \bullet m$ で、平成 $\bullet \bullet \bullet$ 年に相続により取得した土地です。

案内図をご覧ください。

申請地は●●●●●●●●●●から南西に●●●m付近に位置しています。

申請事由は、農業経営規模拡大のためです。

このたび、当地を耕作する意思もないことから土地を手放したいと考えている譲渡人との間 に農地の譲渡しの話がまとまり、申請に至りました。

譲受人はullet,ullet ullet ull

譲受人の農作業歴は●●年あり、農機具は耕うん機●台、トラクター●台を所有しています。 作付計画では、畑は●●、●●等の露地野菜、田は水稲を作付けする予定となっております。 権利の種類は、所有権移転です。

現地を確認しましたところ、畑は不耕作状態、田は保全管理状態となっていました。

なお、申請地のうち畑1筆は、現在竹が生茂り耕作が困難な状態となっていますが、申請者からは令和6年9月下旬から同年11月下旬を目途に竹林の撤去作業を行う旨の説明を受けています。

また、申請書には撤去作業のスケジュールを示した工事実施工程表も添付されています。

説明は以上です。

事務局(宮前参与) 私からは、番号2について説明いたします。

譲受人、譲渡人、申請地、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

案内図をご覧ください。

譲受人は、申請地まで車で●分の●●●●●●に居住しており、農作業経験は●年あります。 また、同一世帯員で従事する●は、●●年の農作業歴があります。

農作業の年間従事日数は、本人が●●●日、世帯員が●●●日で、基準を満たしています。 所有権等を有する農地は無く、新規就農を予定しています。

作付計画では、 $\bullet \bullet \bullet \bullet \bullet \bullet \bullet \bullet$ 、 \bullet などの果樹と、 $\bullet \bullet \cdot \bullet \bullet \bullet \bullet \bullet \bullet \bullet \bullet \bullet \bullet$ などの野菜を栽培する計画です。

現在、軽トラ●台と刈払機●台を所有し、小型耕うん機●台を購入又は借りる予定とのことです。

現地を確認したところ、保全管理状態の農地でした。

説明は以上です。

事務局(新井主査) 続きまして、番号3について説明します。

譲受人、譲渡人、土地の所在、契約内容等は、議案書記載のとおりです。

案内図をご覧ください。

申請地は、●●●● 字●●● 畑 1筆●●㎡で、一般県道●●●●・●●●・●●線の●

●●から●●幹線●●●線を利用し、●●●m付近の●●●集落に位置しており、平成●●年に相続により取得した土地です。

申請事由は、経営規模拡大です。

譲受人は、●●業でございます。

当申請地は、譲受人の自宅敷地に隣接していることから、譲渡人は●●市に居住しているため、この農地を処分したいとのことで、以前から譲受人にお願いしておりました。

昨年末に話がまとまり契約となりましたが、その時点では、譲渡人、譲受人の双方に違反転用があったため、是正を依頼し、●月●●日に譲受人から状況を確認の依頼があり、双方是正し、畑として作付けが出来るようになったことから、今回の申請にいたりました。

保有する農機具等につきましては、耕うん機、軽トラックを各●台、所有しております。

また、作付計画では、 $\bullet \bullet \bullet \bullet \bullet \bullet$ 、 $\bullet \bullet \bullet \bullet \bullet$ などを植え付ける予定です。

なお、ullet月ullet日 現地を確認したところ、自宅に隣接していることもあり、すでにullet●が栽培出来るよう肥料の牛糞を購入し、準備してありました。

説明は、以上です。

議長(横田 友会長) 事務局の説明が終わりました。

続きまして、担当委員および担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

8番 黒沢 昌治委員 8番 黒沢です。番号1について説明します。

概要は事務局説明のとおりです。

譲渡人の自宅がちょうど申請地3か所の真ん中にありまして、譲受人の実家がすぐ隣にあります。譲受人は現在●●に住んでいます。

譲渡人には後継者がおらず、最近体調を崩していて、農地を管理することが困難となったため、譲渡すこととなりました。

先日、事務局と齊藤推進委員とで現地を確認したところ、畑の1筆が竹林になっていました。 ほか畑1筆と田は保全管理の状態でした。

皆さまのご審議よろしくお願いいたします。

4区 齊藤 稔推進委員 4区の齊藤です。概要は事務局、黒沢委員の説明のとおりです。

田は保全管理状態で、すぐにでも作付けできる状態です。

畑の1筆は竹林で、畑に戻すのには時間がかかるのではと思いました。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

1番 新井 範委員 1番 新井です。番号2について意見を申し上げます。

先ほど事務局説明のとおりです。

現地を確認したところ柵で囲われており、「入らないでください」と張り紙がありました。 申請地の荒川側は崖でした。

芝生が生えており、●●●●●●が植栽され、キレイに管理されている状況でした。 問題ないと思います。

皆さまのご審議よろしくお願いします。

- 1区 今井 和美推進委員 1区推進委員の今井です。
 - ●月●●日に現地を確認しました。

崖に面していることや柵で囲まれていることで、獣害も問題なく安心して耕作できると思います。

ご審議よろしくお願いします。

10番 芦田 希美委員 10番 芦田です。番号3について意見を申し上げます。

概要は事務局説明のとおりです。

先日、新井推進委員と事務局とで現地確認に行きました。

ちょうど譲受人に会いまして、元気な方でしたので、特に問題なく耕作されるのではと思いました。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

5 区 新井 明弘推進委員 5 区推進委員の新井です。

事務局と芦田委員と現地を確認しました。

かなり山の奥でして、申請地は譲渡人の自宅だったところの前となります。

隣人である譲受人が以前から管理していたのとことで、今回譲渡の話がまとまり、譲渡人も遠 方に住んでおりますのでホッとしていると思います。

引き続き譲受人が管理されるとのことですのでよいことと思います。

ご審議よろしくお願いいたします。

議長(横田 友会長) ありがとうございました。 以上が、担当委員および担当農地利用最適化推 進委員の意見でした。

これより議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

質疑 または 意見はありませんか。

3区 小久保 健司推進委員 3区 小久保です。

番号1から3の譲受人の年齢はいくつですか。

事務局(川上主任) 番号1については●●歳です。

事務局(宮前参与) 番号2については●●歳です。

事務局(新井参与) 番号3については●●歳です。

議長(横田 友会長) 他に質問等はございますか。

(「質疑なし」と言う人あり)

議長(横田 友会長) それでは質疑、意見等無いようですので、質疑なしと認めます。 以上で、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第34号について、賛成をする諸君の挙手を求めます。 (挙手を確認する)

議長(横田 **友会長**) 全員が賛成であります。よって、本案はそのように決しました。

議案第35号上程 農地法第5条の規定による許可申請について (2件)

議長(横田 友会長) 次に、議案第35号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題 といたします。

事務局に議案の説明をいたさせます。

事務局(川上主任) 私からは番号1について説明いたします。

議案書の2ページをご覧ください。

譲受人、譲渡人、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、 $\bullet \bullet$ 字 $\bullet \bullet \bullet$ 畑 1 筆 $\bullet \bullet \bullet$ m で、平成 $\bullet \bullet$ 年に相続により取得した土地です。

一体利用地の面積は $\bullet \bullet \bullet$. $\bullet \bullet m$ 、申請地を含めた面積は $\bullet \bullet \bullet$. $\bullet \bullet m$ です。

案内図をご覧ください。

申請地は、県道●●●●線の●●●交差点から南東に●●●m付近に位置し、立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断しました。

転用目的は倉庫敷地の拡張です。

申請事由について説明します。

譲受人は申請地の隣地に倉庫を所有していますが、駐車スペースがないため、これまで倉庫の 前面道路へ一時的に車両を駐車し、荷物の搬入及び搬出を行っていました。

しかし倉庫の前面道路は歩行者や車両の往来があり、周囲への影響が懸念されるため、周辺で車両の駐車及び転回並びに荷物の搬入及び搬出を行うことができる土地を探していました。 そこでこの度、当該申請地で農業を行う意思がない譲渡人と話がまとまり申請に至りました。 計画では、車両●台分の駐車及び転回並びに荷物の搬入及び搬出スペースとして申請地を活用する予定です。

現地を確認したところ、敷地の一部に周辺施設の看板が設置され、防草シート及び砕石が敷設されており、一部違反転用状態なっていました。

なお、申請書には、看板の設置、防草シート及び砕石の敷設について経緯並びにお詫びが記載 された始末書が添付されています。

説明は以上です。

事務局(小川主幹) 番号2番について説明します。

譲受人、譲渡人、土地の所在、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は $\oplus \oplus$ 字 $\oplus \oplus$ 畑 2 第 合計 $\oplus \oplus \oplus$ \mathbb{M} で、令和 \oplus 年に相続により取得した土地です。

申請地は、●●●●●●●●の西側約●●●m離れたところに所在する土地で、立地の基準につきましては中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

転用目的は、自己用住宅でございます。

申請事由につきまして、譲受人はアパートで一人暮らしをしておりますが、母や兄と住むための住居として、今回の申請地を取得したいと申請されました。

現地には、すでに住宅が建っておりまして、合わせてその住宅も取得する計画でございます。 なお、建物は平成●年に建築したもので、譲渡人の始末書が添付されております。 説明は以上です。

議長(横田 友会長) 事務局の説明が終わりました。

続きまして、担当委員の意見を伺います。

8番 黒沢 昌治委員 8番 黒沢です。番号1について説明を申し上げます。

申請地の隣りに譲受人所有の倉庫が道路に面するところまで立っており、荷物の出し入れができないとのことです。

申請地を確認したところ砕石が敷いてありその上に防草シートが敷かれていました。

また、看板も設置されていました。

倉庫の前の道は県道ですが、路線バスが通っていますので、申請地に車両と●台ほど停めたい とのことです。

致し方ないと思いますので、ご審議よろしくお願いいたします。

9番 新田 恭一委員 9番 新田です。番号2について説明いたします。

概要は事務局の説明のとおりです。

平成●年に転用許可を取り住宅を建築したようですが、地目変更登記をしなかったとのことです。

この住宅は空き家となっておりましたが、今回売買となり、改めて転用許可を取る必要が生じたとのことです。

既に住宅が建っておりますが、これを壊して許可後に改めて建築することも無理な話と考えます。

ご審議願いたいと思います。

議長(横田 友会長) ありがとうございました。以上が、担当委員の意見でした。

これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

質疑 または 意見はありませんか。

(「質疑なし」と言う人あり)

議長(横田 友会長) 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。

お諮りします。議案第35号について、賛成する諸君の挙手を求めます。

(挙手を確認する)

議長(横田 友会長) 全員が賛成であります。よって、本案はそのように決しました。

議案第36号上程 農用地利用集積計画の決定について (1件)

議長(横田 友会長) 次に、議案第36号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

事務局(川上主任) 私からは番号1について説明いたします。

本案につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、秩父市が農地

利用集積計画を定めるに当たり、令和●年●月●日付けで秩父市長からの依頼により、当委員会での審議が求められているものです。

本案は、農地中間管理事業により、農地を所有する者から農地を貸したい旨の申し出を受けて、埼玉県が農地中間管理機構に指定しております公益財団法人埼玉県農林公社が利用権の設定を受けるものです。

議案書の3ページをご覧ください。

申請地は、●● 字 ●● 畑 1筆 ●●●㎡です。

土地の所在につきましては、案内図をご覧ください。

申請地は、●●●●●●●から●に約●●●m付近にある農地です。

利用権を設定する期間は、令和●年●月●日から●年間です。

本案につきまして決定をしていただいた後には、同公社が農地を貸し付けることになります ので、続く議案にて農用地利用集積等促進計画を決定することになります。

なお、現地を確認いたしましたところ、保全管理されている農地でした。 説明は以上です。

議長(横田 友会長) 事務局の説明が終わりました。

続きまして、担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

8番 黒沢 昌治委員 8番 黒沢です。番号1について説明いたします。

概要は事務局説明のとおりです。

先日事務局と齊藤推進委員とで現地の確認に行きました。

たい肥が入っていて保全管理の状態でした。

申請地は土地改良してから●●年経ちますが、一度も耕作していなかったので良いものが採れると思います。

耕作予定者は●●●●●●●●●●を作りたいということです。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

4区 齊藤 稔推進委員 4区の齊藤です。

現地は保全管理されている土地でして、何ら問題のないと思いますので、ご審議のほどよろし くお願いいたします。

議長(横田 友会長) ありがとうございました。以上が担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見でした。

これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて議案に対する意見を伺います。

質疑、または意見はありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

議長(横田 友会長) 質疑等無しと認めます。以上で、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第36号について、市長からの申し出のとおり決定することに賛成 する諸君の挙手を求めます。

(挙手を確認する)

議長(横田 友会長) 全員が賛成であります。よって、本案はそのように決しました。

議案第37号上程 農用地利用促進計画の意見について (2件)

議長(横田 友会長) 次に、議案第37号「農用地利用促進計画の意見について」を議題といたします。

まず番号1を審議したいと思います。

番号1につきましては、4区 富田 典孝推進委員が議事参与の案件となりますので、退席をお願いいたします。

それでは事務局に議案の説明をいたさせます。

事務局(川上主任) 番号1について説明をいたします。

本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により秩父市が農用地利用促進計画を定めるにあたり、令和●年●月●日付けで、秩父市長からの依頼により、当委員会の意見を求められているものです。

計画の内容を申し上げます。

このたびの促進計画に掲げられております農地は、先ほどの諸報告1通知書の受理において、番号1及び番号2にてご報告した耕作者変更のための合意解約ののち、 $\blacksquare \blacksquare \blacksquare \blacksquare \blacksquare \blacksquare \blacksquare$

●●●●が利用権の設定を受け、申出がありました担い手に配分する計画です。

借受に係る土地については議案書をご覧ください。

申請地は、 $\bullet \bullet$ 字 $\bullet \bullet$ 畑 1筆 $\bullet \bullet \bullet$ m²です。

土地の所在につきましては、案内図をご覧ください。

申請地は、●●●●●から北東に約●●●m付近にある農地です。

借受人は、●●●●氏で、配分を受けた後は●●●の栽培を行う予定です。

賃借期間は、令和 \oplus 年 \oplus 月 \oplus 日から \oplus 年間、賃料は10a当たり \oplus , \oplus \oplus \oplus 円です。 説明は以上です。

議長(横田 友会長) 事務局の説明が終わりました。

続きまして、担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

8番 黒沢 昌治委員 8番 黒沢です。番号1について説明いたします。

概要は事務局説明のとおりです。

事務局と齊藤推進委員とで現地確認をしたところ、●●●畑になっておりました。

●●●がすでに生っており袋がかけてありました。

賃料は10a当たり●,●●●円、特に問題はないと思います。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

4区 齊藤 稔推進委員 4区推進委員の齊藤です。

今黒沢委員からの説明のありましたとおりです。

特に問題ないと思いますので、ご審議よろしくお願いいたします。

議長(横田 友会長) ありがとうございました。以上が担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見でした。

これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて議案に対する意見を伺います。

質疑、または意見はありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

議長(横田 友会長) 質疑等無しと認めます。以上で、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第37号番号1について、農用地利用促進計画に対する意見はない旨を、市長に答申することに賛成する諸君の挙手を求めます。

(挙手を確認する)

議長(横田 友会長) 賛成多数であります。よって、本案はそのように決しました。

富田推進委員におかれましては席にお戻りください。

(着席を確認して)

議長(横田 友会長) 次に、議案第37号「農用地利用促進計画の意見について」番号2を議題といたします。

事務局に議案の説明をいたさせます。

事務局(川上主任) 番号2について説明します。

本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により秩父市が農用地利用促進計画を定めるにあたり、令和●年●月●日付けで、秩父市長からの依頼により、当委員会の意見を求められているものです。

計画の内容を申し上げます。

借受人は、●●●●●氏で、配分を受けた後は●●●●の栽培を行う予定です。

賃借期間は、令和●年●●月●日から●年間、賃料は10a当たり●、●●●円です。

本件申請地については、農地のあっせんを受けて農地の紹介を行ったものです。

借受人から秩父市内で農地を借りて耕作をしたいとの問い合わせがあり、黒沢委員にご相談 したところ、地権者がなかなか管理ができず困っているとの話を聞いていたため、紹介に至り ました。

今年度に入り、耕作希望者、地権者、黒沢委員と私で現地立ち合いを行い、合意となりました。 借受人は現在●●にお住まいではありますが、農業経験として●●●町にて市民農園を借り 受け耕作していたそうです。

ご本人は耕作意欲を大変持っている方でした。

説明は以上です。

議長(横田 友会長) 事務局の説明が終わりました。

続きまして、担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

8番 黒沢 昌治委員 8番 黒沢です。番号2について説明申し上げます。

概要は事務局説明のとおりです。

先日事務局と齊藤推進委員とで現地を確認いたしました。

たい肥がすでに入っていました。

●●●●●やその他●●を作りたいとのことです。

賃料は10a当たり \bullet , $\bullet \bullet \bullet \bullet$ 円、特に問題はないと思います。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

4 区 齊藤 稔推進委員 4 区推進委員の齊藤です。

私は借受人本人には会っていないのですが、現地にはすでにたい肥が入っていまして、話によるとやる気は十分あるとのことを聞きました。

推進委員としても良いことと思いますので、ご審議よろしくお願いいたします。

議長(横田 友会長) ありがとうございました。以上が担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見でした。

これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて議案に対する意見を伺います。

3区 小久保 健司推進委員 3区の小久保です。

借受人の住所が●●●●●●となっていますが、通って耕作するということですか。

事務局(川上主任) はい、そのとおりです。

7番 豊田 恵男委員 7番 豊田です。耕作のための機械等はお持ちなのですか。

事務局(川上主任) 耕うん機は●台お持ちでもう●台を購入予定と聞いています。

8番 黒沢 昌治委員 8番 黒沢です。耕うん機●台を持っていて、もう●台少し大きい耕うん機 を●●●から買うようなことを聞きました。

それから、地権者の方からも何かあったら手伝うという話も聞いています。

特に問題ないと思います。

議長(横田 友会長) 他に質疑、または意見はありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

議長(横田 友会長) 質疑等無しと認めます。以上で、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第37号番号2について、農用地利用促進計画に対する意見はない旨を、市長に答申することに賛成する諸君の挙手を求めます。

(挙手を確認する)

議長(横田 友会長) 全員が賛成であります。よって、本案はそのように決しました。

議案第38号上程 農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの

判断について (1件)

議長(横田 友会長) 次に、議案第38号「農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否か の判断について」を議題といたします。

事務局に議案の説明をいたさせます。

事務局(髙野主事補) 私からは番号1について説明をいたします。

案内図をご覧ください。

この土地が農地法第2条第1項に定義する農地に該当するか否かについて判断をお願いするものです。

所有者から非農地判断の申し出があり、●月●●日に新井一雄農業委員、木村誠司農地利用最 適化推進委員、木村雄一農地利用最適化推進委員と現地を確認しました。

なお、平成20年4月15日付け農林水産省経営局長通知「耕作放棄地に係る農地法第2条

第1項の農地に該当するか否かの判断基準等について」によると、以下のいずれかに該当する 場合、「農地」に該当しないものとするとされています。

- ①土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元することが著しく困難であること。
- ②周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができない と見込まれるとき

以上の2点により現地調査を行いました。

申請地の状況は、 $\bullet \bullet \bullet - \bullet$ 、 $\bullet \bullet \bullet - \bullet$ 番地については隣接して、県道 $\bullet \bullet \circ \circ \bullet \bullet \bullet$ 線に面しております。

桑の木などの木々が生え山林化の様相がみられるため、農地への復旧は困難と考えられる状況でした。

●●●-●番地については、県道から奥へ入った場所にあり、接続する道路等はありません。 2~3mほどの草木や竹が生い茂っており、境界が分からないような状況でした。

周囲も山林化していることから、農地へ復元したとしても今後耕作を維持するのは難しいと 思われます。

説明は以上です。

議長(横田 友会長) 事務局の説明が終わりました。

続きまして、担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

13番 新井 一雄委員 13番 新井です。番号1について意見を申し上げます。

概要は事務局説明のとおりです。

当該申請地は、私の自宅のすぐ近くでありまして、所有者とは幼馴染でよく知っている方です。

- ●●年ほど前に母親を亡くしまして、そのころ●●●の方へ移転しております。
- ●●年ほど前に父親が亡くなってからほとんど管理をしておらず、●●●一●、●●●一●番地については桑の木が15 mほどの大木となっておりました。

山林化しており農地への復元はほとんど難しいのではと思いました。

●●●-●番地については、5 mほどの竹林となっていて、原野化しており、巡りも山林に囲まれている状況です。

今後の本人の管理状況を考えますと、農地に復元することは難しく、農地として継続して利用 することはできないと見込まれます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

- 6区 木村 誠司推進委員 6区推進委員の木村誠司です。
 - ●月●●日に現地を確認したところ、すでに山林化しており、致し方ないのかなと思います。 ご審議よろしくお願いします。
- 6区 木村 雄一推進委員 6区推進委員の木村雄一です。

先ほど新井委員、木村誠司推進委員もお話ししておりましたが、現地を確認したところ、だい ぶ荒れておりまして、写真のとおり入るところも分からないような状況でした。

山林化、原野化しております。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長(横田 友会長) ありがとうございました。以上が担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見でした。

これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて議案に対する意見を伺います。

質疑、または意見はありませんか。

3区 小久保 健司推進委員 3区の小久保です。

山林化しているとのことですが、所有者が放置しているということですか。

事務局(高野主事補) 平成●年に相続して草刈り等はしていたらしいのですが、近年は全く管理 をしていなかったそうです。

3区 小久保 健司推進委員 これからも放置するということか。

事務局(髙野主事補) 今後については把握しておりません。

7番 豊田 恵男委員 7番 豊田です。

現地の写真を見ると、道路が見えますが隣接は道路ですか。それから周辺の所有者は申請者と同じ人ですか。

事務局(髙野主事補) 隣接は道路で、同じ所有者です。

7番 豊田 恵男委員 年齢もそれほど高齢でもないようですし、道路に面しているのであれば管理 することもできると思うのですが、やる気があれば。

なんで管理しないのですかね。と私は思うのですが。

13番 新井 一雄委員 13番 新井です。

所有者は今年●●歳でして、●●代のときから実家を出ております。

この方が耕作したことは一度もなく、見たこともありません。

議長(横田 友会長) 他に質疑、または意見はありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

議長(横田 友会長) 質疑等無しと認めます。以上で、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第38号「農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断について」について、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないものと、判断することに賛成する諸君の挙手を求めます。

(挙手を確認する)

議長(横田 友会長) 賛成多数であります。よって、本案は「農地に該当しない」と判断する ことに決しました。

日程第8 閉議・閉会

議長(横田 友会長) 以上で、本日の議事は、すべて終了いたしました。

これをもちまして秩父市農業委員会 令和6年第8回定例総会を閉会いたします。